

阿賀野市条例第41号

阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年阿賀野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

第9条第1項中「阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年阿賀野市条例第47号。以下この条において「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同条第2項中「及び第16条の5第2項」を「、第16条の5第2項及び第16条の8第2項」に、「100分の122.5」とあるのは「100分の95」を「100分の127.5」とあるのは、6月に支給する場合においては「100分の95」、12月に支給する場合においては「100分の97.5」と、給与条例第16条の8第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

備考 任期付短時間勤務職員は、給与条例第4条の2第2項の規定により算出した額とする。

2 この表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

第2条 阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「「100分の127.5」とあるのは、6月に支給する場合においては「100分の95」、12月に支給する場合においては「100分の97.5」と、給与条例第16条の8第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第16条の8第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。